

# 空き家の家財を処分したい！

最大10万円！

## 空き家家財等処分事業

空き家を貸したり、売却したりしたいのに、家財が残ったままで片付けが困難、利活用できないというケースも多くあります。

市では家財等の片づけにかかる費用の一部を補助し、空き家が利活用できるよう支援しています。

※事前に空き家バンクの登録が必要です

### ◆補助対象 ※いずれも該当する方

- ・空き家バンクに登録された住宅であること
- ・空き家の所有者等で市税を滞納していない方

### ◆対象経費

- ・空き家の屋内にある残置物の片づけ、処理費用
  - ・処分業者等に依頼して行う費用であること
- ※屋外の樹木の伐採等は対象外です  
※市の補助決定を受けてから着手してもらいます



### ◆補助金額

- ・対象経費の1 / 2 以内で上限10万円

### Q&A どうして空き家バンクの登録が必要なのですか？

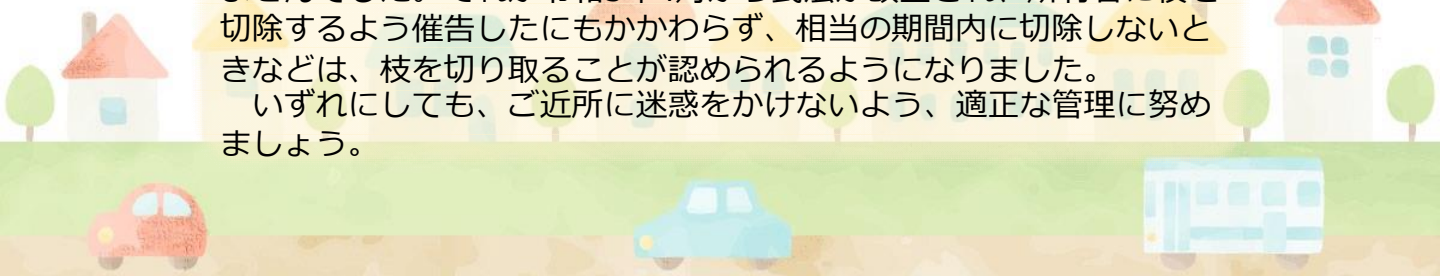
空き家を利活用したい方を支援するため、売却や賃貸に向け家財等を処分する場合に限っています。単に家財を整理したり片付けたい場合は該当にはなりません。



### 隣の空き家の庭木が自分の敷地にはり出して困っています…

これまでは、自分の敷地に越境してても、断りなく切ることはできませんでした。それが令和5年4月から民法が改正され、所有者に枝を切除するよう催告したにもかかわらず、相当の期間内に切除しないときなどは、枝を切り取ることが認められるようになりました。

いずれにしても、ご近所に迷惑をかけないように、適正な管理に努めましょう。



令和8年度 岡谷市

# 空き家に関する支援制度のご案内

## 空き家を売りたい！

登録無料！

## 空き家・特定住宅用地情報バンク

〔通称：空き家バンク〕

### ＊ 空き家バンクとは

空き家を売却等したい方が、所有する空き家を、空き家バンクへ登録していただき、空き家を「買いたい、借りたい」と希望される方に広く情報提供し、空き家の有効活用を図るものです。

### ＊ 対象となる物件、対象者

1. 岡谷市内にある空き家（共同住宅・長屋を除く）
2. 専任媒介契約（1社の業者との契約）が締結されていないもの
3. 空き家の所有者である個人の方

※道路に面していない、土砂災害特別警戒区域内にある等の理由により登録が難しい場合もあります。

### ＊ 登録の流れ

#### 1. 登録申し込み

- ・空き家バンク登録申込書
- ・登録カード
- ・同意書 を市の窓口（都市計画課）へ提出します。

#### 2. 取扱い業者の決定

市が長野県宅地建物取引業協会に取扱い業者の選定を依頼し、業者が決まりましたら、所有者に通知します。

#### 3. 物件確認

空き家バンク登録に必要な情報の確認や写真を撮影するため、市と取扱い業者がお伺いしますので、現地での立会いをお願いします。

#### 4. 物件登録

現地での立会い及び売却額等が確定したら、空き家バンクに登録し、完了通知をお送りします。

### ＊ 登録後

市がホームページや、全国・長野県の空き家紹介サイトで、広く情報提供します。物件照会等がありましたら、取扱い業者からご連絡いたします。